

独立行政法人科学技術振興機構平成25年度  
革新的新技術研究開発業務に関する報告書に  
付する文部科学大臣の意見



独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第5条の6第2項の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

平成26年11月

文 部 科 学 大 臣

## 平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見

平成25年度革新的新技術研究開発業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

- ① 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）においては、総合科学技術・イノベーション会議が策定した方針及び文部科学大臣の指示に基づき、関係規程の整備を行うとともに、プログラム・マネージャーの活動支援等の準備を実施した。
- ② 革新的新技術研究開発基金の管理については、基金管理委員会の設置及び関係規程の整備を行い、安全性の確保を重視して取引先金融機関を選定した。また、独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第5条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。
- ③ なお、総合科学技術・イノベーション会議革新的研究開発推進会議において、機構から平成25年度に係る革新的新技術研究開発基金について報告を行った。